

令和5年度

結婚新生活支援事業

ハッピーウェディング応援制度

三田市内で新生活をスタートさせる新婚さんの
スタートアップ費用を支援します

♡ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者を含む

夫婦ともに婚姻時の年齢が

♡ 29歳以下 → 最大 **60** 万円

♡ 39歳以下 → 最大 **30** 万円 補助します！

住宅取得費用

新築または購入した費用
※中古住宅の購入も含む

住宅リフォーム費用

賃貸住宅費用

賃料・共益費（1か月分）
敷金、礼金、仲介手数料

結婚に伴う引越費用

引越業者または運送業者に
支払いをした費用

♡ 対象世帯

- ♡ R5.4.1～R6.3.31の間に結婚した夫婦であること
- ♡ 夫婦ともに婚姻日の年齢が39歳以下であること
- ♡ 令和4年中の夫婦の合計所得が500万円未満であること
- ♡ 対象住居または新居に住民登録を行っており、2年以上市内に居住する意思があること
- ♡ 地方公共団体による住宅取得のための補助金などを受けていないこと
- ♡ 過去に本市または他市で、この制度に基づく補助を受けたことがないこと
- ♡ 税を滞納していないこと
- ♡ 夫婦ともに暴力団員ではないこと



♡ 必要書類 ♡ 補助金交付申請書兼請求書 + 下記の書類

- (1) 婚姻を証明する書類
- (2) 新婚世帯の住民票の写し
- (3) 所得証明書の写し、新婚世帯の総所得がわかる書類
- (4) 市区町村民税納税証明書
- (5) 住宅手当等支給証明書
- (6) 住居の取得費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料を支払ったことがわかる書類
- (7) 三田市結婚新生活支援補助金に係る誓約書



+ 申請内容に応じて

- ♡ 売買契約書および領収書の写し ➡ 住居を購入した場合
- ♡ 工事請負契約書および領収書の写し ➡ 住居を新築、またはリフォームをおこなった場合
- ♡ 賃貸借契約書および領収書の写し ➡ 住居を賃貸している場合
- ♡ 奨学金の返還額が分かる書類 ➡ 貸与型奨学金を返済している場合
- ♡ 引越しに係る領収書の写し ➡ 引越し費用の補助金交付を申請する場合

♡ 申請の流れ 申請期間：令和5年6月1日～令和6年3月31日まで

1 申請する

補助金交付申請書兼請求書に
必要書類を添えて申請してください

郵送または窓口へ直接お持ちください

2 書類審査

記載内容や必要書類に不備・不足がある場合は
再提出をお願いすることがあります

3 決定通知が届く

対象となる場合は補助金交付決定通知書
にて通知します

4 補助金の振り込み

指定口座に振り込まれます

- 5 今後の事業内容検討のため
アンケートへのご協力をお願いいたします
アンケートはこちら ➡



申請・お問合せは若者のまちづくり課まで



三田市役所 若者のまちづくり課
〒669-1595 三田市三輪2-1-1



TEL 079-559-5041 ♡ FAX 079-563-1366

アドレス wakamono_machi@city.sanda.lg.jp

